

〔件名〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（概要）に関する意見

〔宛先〕環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

〔氏名〕一般社団法人／日本哺乳類学会／哺乳類保護管理専門委員会／委員長山田文雄

〔郵便番号・住所〕305-8687茨城県つくば市松の里1 森林総合研究所

〔電話番号〕029-829-8376

〔FAX番号〕029-873-3799

（なお本意見は、日本哺乳類学会、日本野生動物医学会、日本霊長類学会、「野生生物と社会」学会の関連4学会の検討にもとづいて取りまとめたものです）

〔意見〕

1 該当箇所（改正内容（2）の部分）

2 意見内容

「また、麻醉銃は……必要としない」につき、麻醉銃はフリーレンジの野生動物を捕獲する場合、高度な技術を必要とします。誤解を招く可能性があるため削除または修正を希望します。

（100字以内で簡潔に記載）

3 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

ライフル型麻醉銃の有効射程距離は、約70mあります1)2)3)。これは猟銃（散弾使用の場合）と変わらない射程距離です。有効射程距離が短いという表現は不適切です。また、麻醉銃は、産業銃のため猟銃所持に必要な筆記試験、実技試験が必要でないため書類上、所定の手続きを行えば所持が可能ですが、麻醉銃の基本的な扱い方を習得し、射撃練習しないと適切な捕獲は不可能です3)4)。麻醉銃の適切な発射圧は、動物までの距離や傾斜、風向き、風速によって変化します。動物の位置、姿勢、動きを予想し発射圧を瞬時に決定しなければなりません3)4)。確実に的中させるためには、高度な技術と経験が必要であり、常にトレーニングを積んでおくことが重要です。

以上を踏まえ、所持者に必要な基礎知識、トレーニングの方法、実際の使用にあたっての留意点等について十分な情報収集と学術的検討を実施し、マニュアルもしくはガイドラインの作成が不可欠であることも申し添えます。

根拠となる出典：

1) Dan-inject (2014) Products Descriptions. (<http://daninjectdartguns.com/>)

2) Telinject (2014) Visit our catalog featuring blowpipes, rifles, pistol, syringes and accessories. (<http://www.telinject.com/>)

3) 森光由樹（2015）法改正で期待される麻醉銃捕獲の成果と課題～アーバンワイルドライフ問題解決に向けて～ 野生生物と社会 第3巻1号 p.1-6

4) 森光由樹（2012）「捕獲と標識技術」, 野生動物管理—理論と技術—（羽山伸一・三浦慎悟・梶光一・鈴木正嗣編）文永堂出版．pp169-193.

以上

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の 一部を改正する省令案（概要）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を改正する省令案の概要は以下のとおり。

1 改正の理由

平成 27 年 5 月 29 日に改正鳥獣法が施行され、新たに導入された認定鳥獣捕獲等事業者制度の運用を開始したところ、想定されなかった多様な形態の事業者が認定を受ける意向があることが判明。鳥獣の捕獲の担い手育成のため、このような事業者についても認定が受けられるよう所要の措置等を行うことから今回規則の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 事業管理責任者の選任

事業管理責任者については、現行規則においては法人の雇用する者の中から選任することとされているが、代表者や役員等自らが事業管理責任者になることが適当な例があることから、第 19 条の 3 中の事業管理責任者について、代表者及び役員等（※1）からも選任できることとする。また、第 19 条の 2 第 2 項第 3 号で規定する事業管理責任者に関する書類については、事業管理責任者が代表者及び役員の場合にはそのことを証する書類等（※2）とする。

(2) 安全管理体制に係る認定基準等のうち安全管理規定について

麻醉銃のみを所持して捕獲等事業を実施する者に認定を受ける意向があり、また、麻醉銃は射撃場での練習ができず、有効射程距離が短く高度な技術を必要としないことから、第 19 条の 4 第 1 項第 1 号二中、麻醉銃のみを使用する捕獲従事者については、射撃場における射撃練習が必要な捕獲従事者から除くこととする。

(3) 暴力団員等に係る欠格要件について

他法令との整合を図る必要があることから、第 19 条の 8 第 3 号二中、認定申請者である役員等が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 3 年を経過しない者に該当しないこととしていたが、他法令との整合を図る必要があることから、3 年を 5 年に改める。

(4) 申請書に添付する書類について

第 19 条の 2 第 2 項第 4 号中、夜間銃猟を含む認定の申請をする場合は、申請書に添付する安全管理規程に夜間銃猟の実施に係る内容を含めることを明示する。

(5) 変更の認定を要しない軽微な変更の届出

認定証はその事業の内容を記載することにより、認定の法的効力が及ぶ範囲を示すものであり、正しく認定鳥獣捕獲等事業者の名称や住所、捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法を示す必要があることから、第 19 条の 12 第 2 項中、認定鳥獣捕獲等事業者名や住所、代表者等の変更の届け出をする場合は、認定証の書換えを受けなければならないこととする。

(6) 狩猟免状の再交付の申請について

第 48 条第 5 項中、狩猟免状の再交付の申請の提出先を、交付を受けた都道府県知事から管轄都道府県知事とする。

3 施行期日

平成 28 年 1 月 15 日から施行する。

(※ 1) 認定を受けようとする者が事業管理責任者として選任できる者は、代表者、役員又は自己の雇用する者（認定を受けようとする者が地方公共団体の場合にあっては、その職員）とする。

(※ 2) 認定申請の際に添付する書類のうち事業管理責任者関係のものについて

- ①事業管理責任者が代表者又は役員の場合は、代表者又は役員であることを証する書類
- ②事業管理責任者が地方公共団体の職員の場合は、当該地方公共団体と事業管理責任者の任用関係を証する書類
- ③事業管理責任者が①、②以外の場合は、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類